「みやざき働き方改革推進会議」設置要綱

(設置目的)

第1条

若者や女性、非正規雇用労働者を始めとする宮崎県内で働くすべての人の労働環境や処遇の改善を図り、また、働き方の効率化や創造力の発揮による生産性向上の実現を目指して、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)や女性の活躍促進、長時間労働の抑制等の「働き方改革」に関する施策を推進するために、「みやざき働き方改革推進会議」(以下「推進会議」という。)を設置する。

なお、推進会議は、平成30年7月6日施行の労働施策の総合的推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和41年法律第132号)第10条の3に基づく協議会として位置付ける。

(所掌事務)

第2条

推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 働き方に関する地域の課題等の調査・把握及び分析に関すること。
- (2) 働き方改革の普及及び啓発に関すること。
- (3) 働き方改革の推進に係る施策の計画及び実施に関すること。
- (4) 働き方改革の推進に係る関係団体等の連携に関すること。
- (5) 中小企業における働き方改革に関する取組推進のための支援に関すること。
- (6) その他推進会議の目的を達成するために必要な事項。

(組織)

第3条

推進会議は、別表に掲げる機関及び団体(以下「構成団体」という。)をもって組織する。

2 推進会議に議長を置き、宮崎労働局長をもって充てる。

議長は推進会議を代表し、その事務を統括する。

- 3 推進会議に議長代理を置き、宮崎労働局総務部長をもって充てる。 議長代理は議長を補佐し、議長に事故あるときはその職務を代理する。
- 4 推進会議に委員を置き、構成団体が指名する者をもって充てる。
- 5 前項に定めるもののほか、議長は、必要に応じて新たに委員を選任し、あるいは解 任することができる。

(会議)

第4条

推進会議の会議(以下「会議」という。)は、議長が必要に応じて招集する。

- 2 会議の司会は、議長をもって充てる。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 4 委員は、会議に出席できないときは、あらかじめ指名した者を代理として出席させることができる。

(庶務)

第5条

推進会議の庶務は、宮崎労働局雇用環境・均等室において処理する。

(その他)

第6条

この要綱に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

- この要綱は、平成29年10月10日から施行する。
- この要綱の一部を改正し、平成30年6月5日から施行する。
- この要綱の一部を改正し、平成30年10月24日から施行する。

別表 (第3条関係)

	構成団体名
1	宮崎県経営者協会
2	宮崎県商工会議所連合会
3	宮崎県商工会連合会
4	宮崎県中小企業団体中央会
5	宮崎県工業会
6	宮崎県中小企業家同友会
7	日本労働組合総連合会宮崎県連合会
8	国立大学法人宮崎大学
9	宮崎県農業協同組合中央会
10	宮崎県森林組合連合会
11	宮崎県漁業協同組合連合会
12	宮崎県銀行協会
13	宮崎県信用金庫協会
14	全国健康保険協会宮崎支部
15	九州経済産業局
16	公益財団法人宮崎県産業振興機構

	構成団体名
17	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 宮崎支部 宮崎職業能力開発促 進センター
18	宮崎県社会保険労務士会
19	宮崎産業保健総合支援センター
20	南九州税理士会宮崎県連合会
21	宮崎県
22	宮崎労働局